

神奈川県セキュリティ・アパート運用要領を次ぎのように定める。

平成26年2月3日

神奈川県セキュリティ・アパート認定機関
特定非営利活動法人 神奈川県防犯セキュリティ協会
理事長 平野 昭男

神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の運用要領

目次

| | |
|-------|----------------------|
| 第1章 | 総則(第1条～第3条) |
| 第2章 | 認定委員会(第4条～第8条) |
| 第3章 | 審査・認定(第9条～第18条) |
| 第4章 | 認定の登録など(第19条～第20条) |
| 第5章 | 認定証(第21条～第22条) |
| 第6章 | 変更及び取り消し(第23条～第26条) |
| 第7章 | 雑則(第27条～第32条) |
| 参考添付表 | 6頁(制度の流れ)、7頁(運用書式一覧) |

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会(以下、「当協会」という)が、神奈川県内に所在する賃貸集合住宅の、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有している建物を、「神奈川県セキュリティ・アパート」(以下、「セキュリティ・アパート」という。)として認定するために必要な事項を定める。

(認定制度の意義)

第2条 神奈川県セキュリティ・アパート認定制度は、防犯に優れた賃貸集合住宅であるか否かを公正・中立的な立場で審査し、これを広く情報発信することにより、消費者の市場におけるアパートの適切な選択に資する。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アパート: 賃貸集合住宅をいい、構造、規模、新築・既存を問わない。当該建築物の付属設備を含む。
- (2) 仮申請: 認定取得を前提として、評価基準に対する適合状況を把握するために行うもので、新築物件には「設計申請」、既存物件には「事前申請」がある。
- (3) 設計申請: 新築物件の設計段階で評価基準の適合状況を把握するために行うもので、申請に基づき設計審査を行い、全ての評価項目で「適」と判定されれば、「設計認定証」が当協会から発行される。
- (4) 事前申請: 既存物件において、評価基準の適合状況を把握するために行うもので、申請に基づき事前審査を行い、「事前審査報告書」が当協会から発行される。

- (5) 本申請:「設計認定証」又は「事前審査ですべて適合」を得た物件について、セキュリティ・アパートとしての登録認定を受けるためにおこなうもので、申請に基づき本審査を行い、認定されれば「認定証」と「認定プレート」が当協会から発行される。

第2章 認定委員会

(認定委員会)

第4条 当協会内にセキュリティ・アパートに関する認定及び調査、研究を行うため、神奈川県セキュリティ・アパート認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者より構成するものとする。

- (1) 当協会の理事全員
- (2) 当該物件の審査員
- (3) 認定委員会事務局員1名。 但し、理事または協会事務局員との兼任を認める。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、理事長とする。

- 2 委員長は、会務の進行を統括する。
- 3 委員長に支障がある場合、委員長が代理を指名する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、必要の都度、委員長が事務局員を通じて招集する。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、半数以上の理事(委員長を含む)と事務局員および第5条2号の審査員1名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の2/3以上でこれを決する。
- 3 認定委員会事務局員は議決に加わらない。 但し理事が兼務する場合はこの限りでない。

第3章 審査・認定

(対象)

第9条 既存物件及び建築設計中の物件1棟を対象とする。

原則として、建築確認申請の降りた物件は既築物件として扱う。

(申請者)

第10条 神奈川県内に所在するアパートにつき、「神奈川県セキュリティ・アパート認定制度」の認定を受けようとする者は、次に掲げるものを「申請者」として第13条の認定申請をする事ができる。

- (1) アパートの所有者
- (2) アパートの所有者の依頼を受けたもの

* 申請～審査、認定の流れは参考添付表「認定制度の流れ」に準ずる。

(評価基準)

第11条 当協会は、神奈川県セキュリティ・アパート認定制度評価基準(以下、「評価基準」という。)を作成し、又は見直したときは、その内容を公表するものとする。

- 2 前項の評価基準は、セキュリティ・アパートとして認定するために適合しなければならない評価事項を示す。
- 3 第1項の評価基準は、別に定める。

(審査の分類)

第12条 審査は新築物件審査、及び既存物件審査の二通りとする。

- 2 新築物件を対象とする「設計審査」と既存物件を対象とする「事前審査」を総じて仮審査という。
- 3 新築アパートの審査は、設計審査と本審査の2段階がある。
- 4 既存アパートの審査は、事前審査と本審査の2段階がある。

(申請の手続き)

第13条 申請者は、正副2通の認定申請書(第1号様式)及び次に掲げる書類を各々添付して当協会に提出しなければならない。

- (1) 同意書(第2号様式)
 - (2) 審査に必要とする図面・仕様書等(第1号様式に併記)
 - (3) 申請に係わる代理者にあつては、その委託を受けた旨がわかる書類の写し。
- 2 本申請における添付書類で、仮申請と同一で変更のないものは省略できる。
 - 3 当協会は、前1項の認定申請書に添付しなければならない書類に不備や虚偽の記載がある場合には申請を受理せず、申請者に対して再提出を求めることができる。

(審査員の指名)

第14条 当協会事務局は申請書を受理した段階で、速やかに審査員を指名し、申請者に連絡する。

- 2 仮申請と本申請は原則として同一審査員が当たるものとする。
- 3 審査員が審査を行う場合は、当協会発行の「防犯診断審査員登録証」(第4号様式)を携行し、関係者から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(仮審査)

第15条 審査員は、設計審査又は事前審査において、申請者に対して防犯上の脆弱部の指摘や対策についてのアドバイスをを行い対策を求める。申請者からの質問とそれに対する回答は文書をもって行い、認定委員会事務局に経過記録を残さなければならない。

- 2 審査の結果報告は審査結果報告書(第5号様式)をもって、新築の場合は認定委員会で報告する。既存の場合は事務局から申請者に報告書を渡し、不適事項の対策を求め、回答内容で審査員が事前審査の適否を判断する。

(本審査)

第16条 審査員は、申請に基づき仮申請に於ける不適合内容の修正確認など、評価基準との適合性を現場において審査する。

- 2 審査員は審査結果を審査結果報告書(第5号様式)により、認定委員会で報告する。
- 3 既存物件の事前審査で不適合箇所が無い場合は、現場確認を省略できる。

(合否の判定及び通知)

第17条 本申請の案件合否判定は認定員会でおこなう。

- 2 委員会は、前条の審査結果報告書に基づき合否の判定を行い、結果を申請者に通知する。
- 3 不合格の場合は、認定不適合通知書(第8号様式)をもって判定内容を通知しなければならない。

(認定)

第18条 判定の結果、評価基準に適合していると認定したものは、申請者に対し、認定証(第6号様式)及び認定章(第7号様式)を交付する。

- 2 当協会は、前条第3項の通知を受けた申請者が必要な修正を行い、委員会が評価基準に適合すると認める場合は第1項に規定する認定証及び認定プレート(第7号様式)を交付する。

第4章 認定登録など

(公開)

第19条 認定を受けたアパートについては、申請者が公表を望まない特段の理由がある場合を除き、当該アパートの名称、所在地、認定番号、有効期間等をホームページに掲載して公表する。

(申請者の遵守義務)

第20条 申請者は、当該アパートの認定評価基準の維持管理に努めなければならない。

- 2 申請者は、申請資料(副1式)と認定証及び認定プレートを適正に維持・管理しなければならない。

第5章 認定証

(認定有効期間)

第21条 認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して3年間とする。

(認定の継続)

第22条 認定継続を受けようとする者は、改めて当協会に本規程第13条に定める手続きを経なければならない。

第6章 変更及び取消し

(申請内容の変更)

第23条 被認定者は、認定の有効期間中において、申請内容に係る変更がある場合には、変更届(第9号様式)により速やかにその旨を届け出なければならない。

(変更内容審議)

第24条 当協会は変更届を受けて、原則として評価基準に係わる変更がある場合には委員会を開催し、判断結果は変更届をもって被認定者に通知する。

(認定の取消し)

第25条 当協会は、次に掲げる事由が発生した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 被認定者が認定の取消しを申し出たとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

- (3) 火災、震災等による当該アパートが滅失したとき。
- (4) 評価基準の評価項目に適合しなくなったとき。

(認定取消しの通知)

第26条 当協会は前条の規定により認定を取り消したときは、被認定者に対し、その旨を認定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。併せて当協会のホームページ掲載欄に取消の記載をする。

- 2 前項に規定する認定取消通知書を受けた被認定者は、交付を受けた認定証及び認定プレートを返納するものとする。

第7章 雑則

(標準処理期間)

第27条 当協会が申請書を受領したら速やかに審査を行うものとするが、目安の期間を下記に示す。

- (1) 設計審査及び事前審査 : 当協会と申請者双方の合意で個々に設定するものとする。
- (2) 本審査 : 30日間

(審査手数料)

第28条 神奈川県セキュリティ・アパート認定審査に係る諸経費(審査手数料)については別に定める。

(認定の効果)

第29条 神奈川県セキュリティ・アパート認定制度は、犯罪の発生しにくい一定の防犯性能を有する建物の普及により犯罪の抑止に資することが目的であって、認定を受けたアパートにおいて犯罪が発生しないことを保証するものではなく、当協会が認定したアパートにおいて犯罪が発生した場合の賠償責任は負わないものとする。

(守秘義務)

第30条 本件に係る認定業務にかかわった者は、認定業務に関して知り得た情報について、業務上の正当な目的以外に使用あるいは開示等をしてはならない。

(保管文書と保存期間)

第31条 当協会が保管しなければならない文書及びその保存期間は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定形書類1式 4年
- (2) 審査員名簿 4年
- (3) 認定委員会議事録 4年
- (4) 認定番号登録簿 4年

(補則)

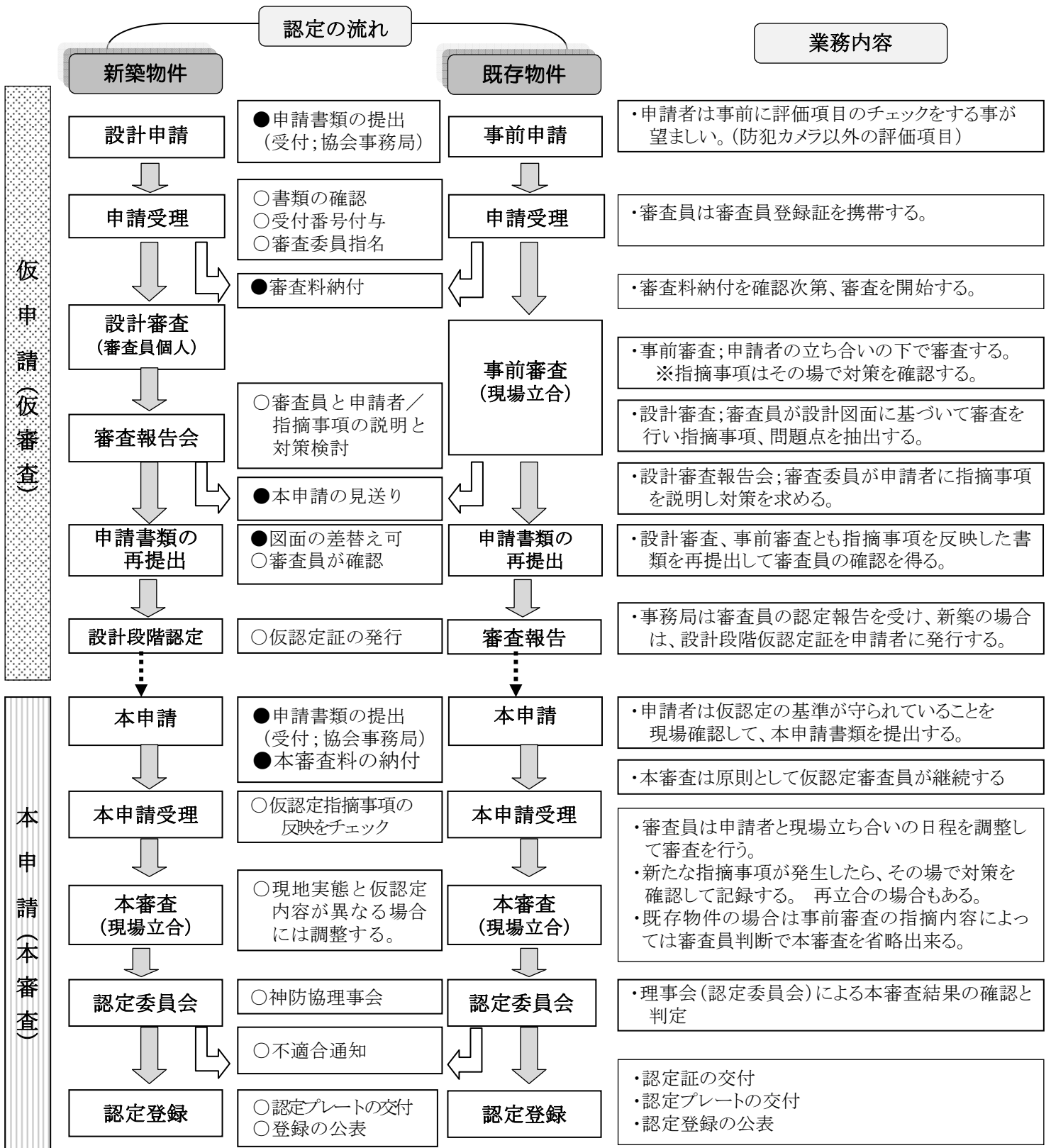
第32条 この規程の施行のための必要な事項は、当協会理事会で別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 2月3日から施行する。

<参考添付表>

神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の流れ



★既存物件は事前審査の内容次第で本審査を兼ねることができる。(本申請は手続きのみとなる)

添付資料(参考)

運用に関わる書式一覧

| | 様式 | 書式名 | 発行区分 | 備考 |
|----|--------|---------------------------|------|-------|
| 1 | 第1号様式 | 神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の認定申請書 | 申請者 | |
| 2 | 第2号様式 | 同意書 | 申請者 | |
| 3 | 第11号様式 | 引受承諾書 | 協会 | 約款に添付 |
| 4 | 第4号様式 | 防犯診断審査員登録証 | 協会 | |
| 5 | 第5号様式 | セキュリティ・アパート審査結果報告書 | 協会 | |
| 6 | 第6号様式 | 仮認定証、 認定証 | 協会 | |
| 7 | 第7号様式 | 認定プレート(イメージ) | 協会 | |
| 8 | 第8号様式 | 認定不適合通知書 | 協会 | |
| 9 | 第9号様式 | 変更届 | 申請者 | |
| 10 | 〃 | 変更内容の回答書(変更届と併用) | 協会 | |
| 11 | 第10号様式 | 認定取り消し通知書 | 協会 | |
| 12 | 第12号様式 | 取下げ書 | 申請者 | 約款に添付 |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |

初版 平成24年8月28日
 第1回改定 平成26年2月3日